## 葛飾区公衆浴場法施行細則新旧対照表 (抜粋)

珥 彳

○葛飾区公衆浴場法施行細則

昭和55年5月31日 規則第32号

(貯湯槽を使用するときの措置)

- 第9条 条例第3条第1項第9号アの規定による貯湯槽内 部の清掃及び消毒は、1年に1回以上行うものとする。
- 2 条例第3条第1項第9号イの**葛飾区規則(以下「規則」 という。)** で定める温度は、摂氏60度とする。

(平24規則9・全改)

(ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置) 第9条の2 条例第3条第1項第10号アの規定によるろ 過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、1週間に1回以上行う ものとする。

- 2 条例第3条第1項第10号イの規定による配管の内部 の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。
- 3 条例第3条第1項第10号ウの規定による集毛器の清 掃は、毎日行うものとする。

4 条例第3条第1項第10号オの規定による浴槽水の水 質検査は、レジオネラ属菌について1年に1回以上行い、 レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとす ス

(平24規則9・追加)

改正後

○葛飾区公衆浴場法施行細則

昭和55年5月31日 規則第32号

## (浴槽の衛生措置)

- 第8条の2 条例第3条第1項第8号ただし書に規定する 葛飾区規則(以下「規則」という。)で定める場合は、次 の各号のいずれにも該当する場合とする。
  - (1) 白湯のみを使用していること。
  - (2) 浴槽内に気泡等を発生させる装置がないこと。
  - (3) ろ過器を使用して、浴槽水を循環させていること。
  - (4) 浴槽が屋外に設置されていないこと。
  - (5) 維持管理が良好で、公衆衛生上支障がないと認められること。

(貯湯槽を使用するときの措置)

- 第9条 条例第3条第1項第9号アの規定による貯湯槽内 部の清掃及び消毒は、1年に1回以上行うものとする。
- 2 条例第3条第1項第9号イの<mark>規則</mark>で定める温度は、摂氏 60度とする。

(平24規則9・全改)

(ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置) 第9条の2 条例第3条第1項第10号アの規定によるろ 過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、1週間に1回以上行う ものとする。

- 2 条例第3条第1項第10号イの規定による配管の内部 の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。
- 3 条例第3条第1項第10号ウの規定による集毛器の清 掃は、毎日行うものとする。
- 4 条例第3条第1項第10号エただし書の規定による浴槽水の消毒は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。
  - (1) 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒 とを併用することにより行うこと。
  - (2) モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合 において、モノクロラミン濃度が1リットルにつき3ミ リグラム以上になるように保つこと。
- **5** 条例第3条第1項第10号オの規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について1年に1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。

(平24規則9・追加)

(調節槽を使用するときの措置)

第9条の3 条例第3条第1項第11号の規定による調節 槽内部の清掃は1年に1回以上行い、消毒は1週間に1回 以上行うものとする。

<u>付 則</u>

この規則は、令和4年4月1日から施行する。